

第 24 期日本高齢者運動連絡会総会議案より

第 1 号議案 第 23 期活動報告及び第 24 期活動方針の件

1. 情勢と高齢期運動の課題について

(1). 高齢者を取りまく情勢

1) 安倍政権の憲法改悪し「海外で戦争する国」へ突き進む政治と対峙する

安倍政権は、国会の議論もないまま海外での米軍と自衛隊の共同作戦を含む日米同盟強化、辺野古新基地建設、TPP の早期妥結などを米大統領に約束する共同声明を発表しました。どのテーマをとっても国民の多数が反対しているものであり正に国民主権を踏みにじるものです。さらに、安倍政権は、世論調査でも過半数が反対している「戦争立法」(安保法制)の今国会成立を狙っています。また憲法改悪を来年に強行する計画で、「憲法改正する条件は整った」として、「憲法改正ってなあに?」の漫画を作成し、国民投票権が 18 才からになることに合わせ若者対象としたとりくみをはじめています。

さらに、戦争に協力する人づくりのため道徳の特別教科化と道徳教材を全国に配り、現場で使用しているかどうかの監視を強めようとしています。教育長を首長が任命する新制度が始まり、全国で広がりつつあり首長の権限強化の悪影響が懸念されます。

東日本大震災の復興は進まず、東京電力福島第一原発事故による被災住民の避難が続き復興の見通しもつかない状況です。福井地裁が「高浜原発 3.4 号機運転差止め仮処分」裁判で新規制基準は、「緩やかすぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない」として「原子炉を運転してはならない」という判決にもかかわらず政府は、原子力規制委員会の新基準での承認をもとに原発再稼働を強行しようとしています。福井地裁判決は、原発反対運動の大きな力になっています。訴えを却下した川内原発は、控訴しています。また、通産省の新たなエネルギー計画政策では、将来も原発再稼働を前提にしていますが、原発を断念し新エネルギーへの転換を決断すべき時です。

大阪市を解体し住民自治を破壊する大阪「都構想」の賛否を問う住民投票が進んでいます。さらに、辺野古新基地建設阻止の運動は、5 月 17 日大規模な県民大会が計画されています。

2) 国民生活破壊のアベノミクスと社会保障解体

株価が 2 万を超え一部の投資家などに莫大な利益を生む一方で、国民多数の実質賃金は 23 か月連続減となり消費支出の下落幅が最大となっています。アベノミクスは、国民所得の格差を拡大しました。朝日新聞の調査では、安倍内閣の経済政策で暮らし向きが良くなった 4%、悪くなった 21%で 2 年前の調査 8%と比べ 3 倍近く増えています。さらに、世帯収入で 300 万以下が 27%で 10 年前の 19%から増えています。

国民の格差拡大の中で、充実すべき社会保障は、今年 4 月から年金給付額と生活保護基準が引下げ、介護報酬引き下げや要支援者の介護保険給付から排除されました。さらに国保の都道府県統合を含む医療改悪法が衆議院で強行され参議員で審議が始まっています。また、介護保険料、後期高齢者医療、国保保険料の引き上げがされました。国保料の滞納者の処分が強化され、入院して亡くなった家族に自治体が葬祭扶助申請を進め扶助料で滞納分の返済に充てさせるなどの事例も生まれています。

来年 1 月実施されるマイナンバー制度は、全国民の収入や預貯金、社会保障の利用状況などの情報を一元管理するものです。今国会で利用範囲を拡大する改正案が審議されています。その内容は①預貯金口座へのマイナンバーの付番②医療分野で利用拡充③地方公共団体の利用拡大等です。さらにこんご利用拡大可能になっています。国民の理解が不十分であり、個人情報を守られるのか不安が事業者の中にも広がっています。

医療分野では、特定健診情報、予防接種履歴の管理ですが、さらに診療情報の管理も検討されています。国民全員の重要な情報がまるごと管理され人権にかかわる問題です。

介護保険改悪の中で、収入や預貯金の額によって自己負担増になりますが、今後国は自由に介護保険や医療保険の自己負担の基準を決めることをねらっています。

3)高齢者の虐待など人権侵害が広がる

東京北区のシニアマンションでの拘束など虐待が明らかになりましたが、病院や施設から出され「住まい難民」となった高齢者が無届施設で人権が侵害されている状況が全国に広がっています。(週刊ポストでは、首都圏で170箇所)

北区の例では、建築申請は8戸のマンションだったものが、完成後84人入居用になり月3万円の家賃をとり、連携する医療法人が往診・訪問看護・訪問介護をしていました。

東京都や北区は、同じようなマンション3棟で159人が入居し96人(6割)が虐待と認定しました。

虐待の実態は、4点柵、固定、つなぎ服、ミトン、ベルト等で拘束、部屋ドアロックされ外からつかえ棒で閉じ込めることなどですが、事業者は、ヘルパーの業務としてマニュアル化していました。

東京都は、このマンションを有料老人ホームとして認定し、今後監視を続けることになりました。

家族介護が困難、低家賃で介護をしてくれる施設として多くの病院等から医療法人の有床診療所へ転院し(多いと推測)、ここからマンションへ入所し現状では「必要悪」となっているのが実態です。高齢者の住まいは、深刻な状況で今後さらに広がることが予想されます。

これらの背景として、医療介護総合法で、病院機能再編成がすすみ病院から在宅への流れを促進する在宅復帰率目標の達成を医療機関に求められていること、特養が介護度3以上を入所対象にしたこと、老老介護の増加、介護する家族が仕事か介護の選択を迫られているなどです、医療や介護保険から自費・自己責任への政策の結果です。さらにサ高住など有料老人ホームの利用料が高額であること、何よりも低額の高齢者住宅が少ないことなどがあります。

4) 住民参加で住民が抱える問題を解決できる地域包括ケアづくりを

国が進める地域包括ケアシステムは、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムの構築ですが、理念的には、公的責任をとらない住民互助を前提にした社会保障削減策として進められるものです。

住み続けられるまちづくり、安心のネットワークづくりの視点から現状の問題点や解決すべき課題を明確にしたとりくみが必要です。

三重のよくする会では介護保険制度改定の影響を「総合事業」に焦点を当て県内1984介護事業者にアンケートをとり、新しいシステムへの問題点などまとめ緊急提言を県市町村へ出し、懇談をすすめる取り組みが進んでいます。

また、住民運動の成果で東京都各区が特養増設を進めています。さらに都独自のサ高住建設目標設定と補助金を上乘せや埼玉県和光市では、サ高住に低所得者用に一定数部屋を確保し家賃補助をだすなど新たな動きがあります。

しかし、東京都のサ高住は、23区中6区で全体の8割を占めるなど一部地域に偏在する問題も出ています。建設が事業者の自由に委に建てる方式になっているためです。その結果サ高住のない区市町村があり、自治体の地域包括ケアシステムに住まいが位置づけられず、抜けているのが実態となっています。低所得者向けの住まいを確保することは自治体の喫緊の課題です。その実現なしには、「住まい難民」が続出し地域で安心して住み続けられるまちは実現しません。

5)未来ある展望をもてる地方自治体をつくりましょう

安倍政権は、加速度的に進む人口減少対策として、2060年に1億人程度の人口を確保することを目標に、まち・ひと・しごと創世「長期ビジョン」「総合戦略(2015~2019年度)」をたて推進しています。

地方自治体は、国の方針に沿って①地方人口ビジョン②地方総合戦略・・2019年までの政策目標と施策をつくり取り組むことになっています。

しかし、国は、「東京一極集中」をとめるため各県に人口ダムとなる「地方中枢拠点都市」をつくることにしていますが、この政策では、県内の過疎地域を切捨てることになり過疎化がさらに進むことになり。地方自治を崩壊させ道州制など安倍政権の新たな国土再編政策・・国づくりとなっています。

国を挙げてのとりくみですが、厚労省関係では、まちづくりの課題として①人口減少に応じた福祉のまちづくり(多世代交流・多機能型の生活サービスの推進)②医療介護の総合的な確保の推進(地域医療構想の策定、地

域包括ケアシステムの構築、地域の医療介護人材確保、情報連携の推進等)③高齢社会に対応した医療保険制度改革(国保改革・・財政支援の拡充、財政運営の都道府県移行等)を掲げています。

しかし、そもそも人口減少の基本的要因が、地域産業の衰退、低賃金や過酷な労働条件、子育てできない環境にした歴代政権の責任と反省のもと、住民自治の再構築の視点から取り組むべきです。

自民党が掲げた地方創世は、4月の一斉地方選挙の結果を踏まえてこれから各自治体の中心課題となります。今度の選挙の結果、共産党の議席が大きく伸び、住民の声を届ける力が増えたことを力に、住み続けられるまちづくりの住民運動を飛躍的に広げていくことが課題です。

(2).高齢期運動を地域に広げ、まちづくりのとりくみを強める

日本が世界一の長寿社会になりましたが、人類の夢の実現とともに高齢者の人権が尊重され健康で文化的な生活を営むことができるように、高齢者自身が多世代と連帯していくことがこれからの新しい運動へと発展していきます。

地域で高齢者が、孤立しない、認知症になっても住みつづけられまちづくりは、子どもも健やかに育つまちづくりにもなります。

日本福祉大学が愛知県で65才以上の10年間追跡調査の結果、同居以外の人との交流が月1回から週1回未満の人と毎日頻繁に交流している人との比較では、要介護2以上になる率1.4倍、死亡リスク1.34倍になることがわかりました。人とひとのつながりを持続的につくることの大切さが改めて確認されました。

これまで私たちが掲げている高齢期運動の課題「ひとりぼっちの高齢者をつくらないまちづくり」は、科学的にも理にかなない未来志向型のものであります。

この運動を地域にどう広げていくか、地域の実情に見合うどんな活動すすめるか、より身近な地域に高齢期運動の組織(地域連絡会)をつくることは、住民自治再構築の重要な課題です

日本高齢者運動連絡会が県連絡会に行ったアンケートの結果、回収できた23県の内地域連絡会があるのは、11県、連絡会数は44です。

第29回日本高齢者大会 in 和歌山では、全国の活動を交流する分科会を初めて設けました。

世界にも例がない未知の分野で運動発展途上であり、先進県のとりくみを教訓として、県高齢期(者)連絡会が地域ごとに連絡会をつくるとりくみを広げて、豊かで安心できる長寿社会、高齢者の人権が守られる社会をつくる柱となるテーマです。

1)地域の高齢者運動連絡会の役割と課題

①高齢者運動連絡会とは・・日本高連の規約・目的から ※1992年発足(第6回大会)

「高齢者の生活と権利を守り、要求実現を通じて、国民の権利としての高齢期保障確立、地位向上をめざします。」

②連絡会に参加する団体は、社会保障に関する諸課題・・年金・医療・介護・保健・婦人・子育て・障がい者・労働など生活問題、高齢期問題の専門的団体です。

③独自の活動をしている団体の力を共同して地域に役立てる

各団体の活動を交流し、お互いの活動を尊重し理解し共感し合い、各組織が地域で協力・連帯することで新しいつながりが生まれまちづくりの大きな力になります。

この点で連絡会は、大変有利な条件をもった組織・展望のある組織です。

活動内容も、地域の日本高齢者大会(集会)・学習会・シンポジウム・自治体との懇談開催など多様性に満ちています。

連絡会は、各団体やグループの高齢期問題や地域のくらしの課題をとりくむうえでのコーディネーターの役割を發揮します。

地域ごとに連絡会があれば、それだけ高齢期問題への関心と運動が広がります。

④これらの活動実践をとおして、自治体に提案し協働する。

例 ○たまり場やみまもり活動で自治体と協定 ○助け合い活動で補助金・・

⑤体制・財政づくり

連絡会組織をつくり維持するために、活動を保障する財政の確立とリーダーづくりが課題です。

2. 第 23 期活動報告と第 24 期活動方針

※日本高齢者運動連絡会規約の活動計画に沿って

(1) 地域要求運動発展への援助と、全国的政策課題実現のための

連帯をはかります。

日本高齢者運動連絡会として、情勢や時の中心的課題を学習し活動交流する最大の場が日本高齢者大会です。大会では、憲法問題、社会保障、消費税、東日本大震災からの復興・福島原発事故からの復興、沖縄辺野古基地問題など多様なテーマの学習や分科会が持たれ活動交流し全国の運動発展のためとりくみました。

また、生存権裁判・生活保護基準引下げ反対・社会保障改善など集会や議員要請など他団体との共同行動に参加してとりくみました。

第 24 期の活動

- ①日本高齢者大会の講座や分科会で学習、活動交流し全国の運動発展につなげます。
- ②各団体と共同連帯して、要求実現のためとりくみます。

(2) 日本高齢者大会を企画し、大会成功のために中央実行委員会を結成し、その運営に参加します。

- ①第 28 回日本高齢者大会 in 富山は、9 月 12 日・13 日富山市で開催し「憲法をくらしにいかし みんなが輝く社会 平和な日本」をサブテーマに、講座・分科会、交流会など多彩な企画で、参加目標を超え延べ 5300 人参加で成功させました。

また、県を除く全市町村の後援を得たこと、広報では、大会開催の記者会見を行い地域のマスコミが報道しました。

第 24 期の活動

- ①14 年 12 月に第 28 大会総括と「第 29 回日本高齢者大会和歌山」中央実行委員会を発足させ、和歌山県実行委員会と協力・連携し、企画・運営を検討し準備を進めています。あと 3 か月余成功のためとりくみます。
- ②和歌山県実行委員会は、県内 8 地域連絡会が主体となって実行員会をつくり財政や参加組織にとりくんでいます。また企画、財政、組織、広報の委員会が緻密に活発に活動すすめています。
また、近畿ブロック会議は、共同で取り組むことを確認し、大会参加目標、大会の講師要請や要員の分担など協力連携して取り組んでいます。
- ③第 30 回大会開は、東京高連がいち早く東京開催を決定し準備が進んでいます。

(3) 関係団体との連携・交流をはかります。

- ①日本高連として参加している団体と生存権裁判を支援する全国連絡会、日本母親大会実行委員会(賛助)・中央メーデー実行委員会などです。
- ②各団体の大会、集会へのメッセージ・・・など送り連帯しました。

第 24 期の活動

広範にわたる運動に可能限り参加し、共同の運動を広げていきます。
多くの団体との連携・交流をすすめます。

(4) 調査・研究・学習に取り組みます。また、高齢者運動大学を開催します。

①学習活動について

恒例の「2・1 中央学習集会」は、2月4日衆議院会館で開催し参加者 90 名でした。

第 1 部で「介護保険法改正」案概要と問題点の報告(鐘ヶ江正志)と第 2 部で二宮厚美先生の講演「安倍政権の『税と社会保障一体改革』 問題点と運動の課題」を行い医療介護総合確保法の問題点や運動の課題を学びました。

(社)日本高齢期運動サポートセンターの後援を得ました。

各県からの講師派遣要請には、新しい講師を含めて積極的に応えました。引き続き講師陣の層を厚くしていくことが課題です。

第 24 期の活動

①2・1 中央学習集会にとりくみます

②随時、憲法や社会保障問題など学習会の開催や他が主催する学習会の情報提供、共催など行います。

③県連からの講師派遣要請には最大限応えていきます。

(5) 情報・資料の収集と提供をします。学習資料、宣伝資料などを出版します。

①高齢期運動レポートは、篠崎次男顧問の努力で〇回(1 回 350 部)発行し、社会保障情勢の情報提供や解説、高齢期運動への問題提起など全国の活動に役立てました。

②高齢者運動連絡会ニュースは、275 号から〇号まで、〇回(1 回 3200 部)発行

日本高齢者大会事務局団体会議報告や各県の活動を掲載し、情報提供と活動交流に貢献しています。各県からニュースへの投稿や活動情報提供が課題です。

②ニュースの活用と発行や内容の要望の各県アンケートの結果、県高連での配布は、役員・加盟団体・会議の時の配付です、今後の回答した 19 県の発行希望回数は、月 2 回が 1、月 1 回が 17、2 か月毎が 1 でした。記事の内容については、各県の活動、大会のとりくみ、地域の運動の状況、情勢の資料や解説などでした。さらに送付方法でメールの希望が 2 県からありました。

③ニュースは、日本高連のホームページにもアップしていますが、ダウンロードできるようになどリニューアルの改善要望が寄せられています。

第 24 期の活動

①日本高齢期運動連絡会ニュースの発行を月 1 回に変更します。

②高齢期運動レポートを継続発行します。

③日本高連のホームページを活用した情報の発信をします。

ホームページのリニューアルをします。

(6) 国際的な交流と連帯に取り組みます。

国連に「高齢者権利条約制定」させるとりくみの一環として(社)日本高齢期運動サポートセンターが、国連に登録し、7 月開催されたワーキンググループに井上英夫理事長が参加し、日本の高齢者の現状を発言し、条約制定の必要性を強調しました。同時に国連議長宛の要請書に年金者組合と建交労の資料を添付して提出しました。

・ **第24期の活動**

- ①「高齢者権利条約制定」のため国連要請を4月27日に行いました。
- ②(社)日本高齢期運動サポートセンターとして7月開催の引き続き国連のWGに参加します。
- ③日本高齢者運動連絡会として、高齢者の人権に関して政府へ要望し国内の関係団体と連携し働きかけを行います。

(7)ブロック・県連の活動への支援にとりくみます。

①ブロックの活動

今期、近畿ブロック(隔月)、四国ブロック(四半期毎)、関東甲信越ブロック(年1回)で開催しています。
ブロック会議は、各県の活動交流を中心にし、相互に学びあう場になっています。

②各県の活動

各県では、高齢者大会や学習会の開催、連絡会総会の開催、自治体交渉のとりくみなど地域の中で大きな役割を果たしています。

特徴は、企画の工夫と活動目標を明確にしていることなどで県大会への参加者増えてきていることです。
共通している課題は、県内地域で連絡会や県大会実行委員会をつくること活動参加層を広げたとりくみ、役員の後継者づくり、財政基盤づくりなどです。

③(社)日本高齢期運動サポートセンターから、ひとりぼっちの高齢者をつくらない本を2000冊出版し、販売した県への財政援助に貢献しました。

第24期の活動

高齢期連絡会がない県への働きかけ、県内地域の組織作りなどにとりくみます。

(8)日本高齢者運動連絡会の組織運営について

規約に基づく機関会議は、大会中央実行委員会との相互に関係委員が重複していることや、会議費用等の事情で独自の会議は開催されませんでした。そのため日本高齢者大会実行委員会の事務局団体会議と専門委員長会議が、代わって運営しました。

第24期の活動

①日本高齢者運動連絡会の機関運営は、運営委員会の委員を変更し、実態に合わせて大会事務局団体会議と同一構成にし、議題を整理しそれぞれ必要事項の項論議し決定します。

②25周年記念のとりくみ

2016年に日本高連は25年、日本高齢者大会は30年を迎えます。

25周年記念の事業として、記念誌の発行など検討します。そのため積み立てをします。

記念事業企画委員会を設置します。

②将来に備え積立をします。

25周年記念のとりくみと事務所リフォームに備えて積み立てをします。